

不当解雇から38年 2・9 国鉄集会に結集を

東京地裁 11・13 反動判決弾劾-控訴審勝利判決へ



1047名解雇撤回へ新たな決意

東京高裁宛て署名運動の取り組みを

東京地裁は11月13日、国鉄1047名解雇撤回をめぐる裁判において、組合側の請求をすべて却下・棄却する反動判決を出しました。時効・除斥期間を口実にして真実を明らかにすることを拒否し、国家的不当労働行為を隠蔽する、許しがたい反動判決です（裏面に判決文の論点と要旨をまとめました）。

判決文は、JR設立委員会が指示して不採用基準を国鉄につ

くらせて採用候補者名簿から排除したこと、JRに採用義務があることを事実上認めるに等しい書き方をしながら、結論としては不当労働行為の申立ての期限切れを理由に却下・棄却しているのです。

韓国 尹錫悦大統領の非常戒厳令を粉砕

民主労総は政権退陣まで無期限ゼネスト

韓国で12月3日午後10時すぎ、尹錫悦大統領が非常戒厳令を宣言した。戒厳司令部の布告令第1号では、「国会と地方議会、政党の活動と、政治的結社、集会、デモなど一切の政治活動を禁じる」「すべての言論と出版は戒厳司令部の統制を受ける」「社会の混乱を助長するストライキやサボタージュ、集会行為を禁じる」など6項目を発表しました。

戒厳令に対して、深夜にもかかわらず韓国の労働者や市民は国会前に集まり、国会議員たちも駆けつけて、非常戒厳の解除決議案を可決し、戒厳令は短期間のうちに失敗に追い込まれた。

東京高裁宛署名

最高裁決定に基づき 解雇撤回・JR復帰、 団交開催判決を求める署名

労働組合は国鉄1047名解雇撤回を闘い続けています。国鉄からJRへの採用に際して決定された、国鉄分割・民営化に反対する組合員を排除する基準が、不当労働行為であったと最高裁で決定しました。不採用基準の決定はJR設立委員会が命じ、決定したことであり、従ってJRが不当労働行為責任を負うことも明らかになっています。しかし、JRは解雇を撤回せず、団体交渉にも応じようとしません。

お名前	ご住所

連発や警察権力の導入、警備法廷への変更が示すことは、裁判所が司法の建前もかねて捨てて、強権的・暴力的に1047名解雇撤回闘争の圧殺を狙っているといふことです。

国鉄分割・民営化で不当解雇から38年

2・9 国鉄集会

日時 2月9日(日) 午後1時30分(開場1時15分)
場所 江戸川区総合文化センター・小ホール
東京都江戸川区中央4-14-1

地元から “地域の切り捨て許せぬ”

JRが久留里線の一部廃線を発表

JR千葉支社は11月27日、久留里線の久留里〜上総亀山駅間の廃線方針を発表しました。時期は未定ですが、土沢支社長は「できるだけ早く」と語っています。「廃線ありき」の地域切り捨ては許せません。

地元からは「許せない気持ち」「廃線を前提にしない」という。今まで言ってきたことと違う。利用者が増えないと決め付けるのは許せない」と強い怒りの声があがっています。

書いています。しかし、JR東の運輸部門は1707億円の赤字(23年度)です。千葉支社は「バス等の交通体系へのモードチェンジが必要」としています。ローカル線の廃線、バス転換の多くは、地元自治体が赤字に耐えられずに数年で廃止になっています。昨年頃からは都会でもドライバー確保が難しくな

「いきなり廃線」怒る沿線

久留里線 JR東は「モードチェンジ」

千葉支社は廃線方針について、「久留里線に関する検討会議の結果を受けて検討した」と語っています。しかし、報告書に書かれた地域住民からの「鉄道を残すべきだ」との声はまったく無視されています。報告書は「持続可能性に問題」と

30年以上継続する不当労働行為を否定した東京地裁11・13判決

国鉄分割・民営化に反対する労働組合に所属する労働者を排除する不採用基準を設けたことが不当労働行為であったことが最高裁で確定した(2015年)。基準の策定はJR設立委員会が命じて決定しており、国鉄改革法の規定からJRがその不当労働行為の責任を負うこととなります。しかし、JRは解雇を撤回せず団体交渉にも応じません。

労働委員会に救済を申し立てたところ、中央労働委員会は事実調べ以前の調査さえ拒否して却下・棄却の命令を強行しました。このため組合側は中労委を被告とする裁判を開始しました。11月13日の東京地裁判決は、不当労働行為を否定できないにも関わらず、真実を隠蔽して解雇を容認する内容でした。

以下は、判決文の論点(3つの争点)と判決の要旨です。

原告である組合側の請求内容は、と「原告らを採用されたものとして中労委命令を取り消すこと」「謝罪文を掲載すること」
②不当労働行為救済命令申立事件」という命令を出すよう義務付けについて、中労委が「団交を行うこと」の2点。

不当労働行為の申立期間を徒過したかどうか

【第一の争点】は、組合がJR東日本に対してあらためて採用の申し立てを行ったことが労働組合法27条2項の申立期間を徒過(法律で一定期間内にある行為をするように定め

組合側の主張は、設立委員らの指示により不採用基準が策定された。この不採用基準に基づいて国鉄が設立委員会に提出する採用候補者名簿が書き換えられ、当初は名簿に記載されていた原告ら名簿から削除された。

これは特定の労働組合の組合員であることを理由として人事上の不利益を与えていることあり、不当労働行為に当たる。

【第二の争点】は、JRは原告らの採用義務を負う。にもかかわらず



JRはこの義務を履行しない状態を続けている。

設立委員会・JRの不当労働行為は現在まで継続している。JRに対して原告らの採用を求めるとしては、労働組法27条2項の申立期間を徒過していない。

東京地裁の判決文は次の通り(引用者が箇条書きにしました)。

▼不採用となった組合員らはJR設立時に職員として採用されておらず、JR設立時には職員の雇用関係は当然に承継されるものではない。

▼国鉄改革法23条の定める手続に従って、JRが、国鉄の作成した採用候補者名簿に記載された職員の中から、新規に職員を採用するものとなっている。

▼JRが採用候補者名簿の中から、仮に特定の労働組合の組合員を不利益に扱う目的で、設立委員の指示による不採用基準の策定や、それに基づく名簿の書き換えが行われ、不採用となったとしても、それらは「JR設立時の職員の採用」という場面での行為である。

▼そのため、仮に、特定の労働組合

の組合員を不当に不利益に扱う目的で、設立委員らの指示による本

件不採用基準の策定、それに基づく国鉄による採用候補者名簿の書き換え及びその結果としてのJRによる不採用があり、その結果、JRが原告らの採用義務を負うことがあるとしても、それは、本件不採用に至る一連の不当労働行為の結果にすぎない。上記採用義務の不履行が、現在まで続く継続的な不当労働行為であるとはいえない。

▼したがって、原告らの申立ては、「不採用に至るまでの一連かつ一回の行為」が不当労働行為に該当することを理由とした救済命令の申立てである。

東京地裁は第一の争点の結論として、採用の申し立ては、「1987年4月1日の不採用から1年を経過した後に行われている。労働組法27条2項の定める申立期間を過ぎて行われた不適法な申立てであり、労働委員会規則33条(申立ての却下の規定)1項3号による却下となる」とした。

また組合側は、優生保護法をめぐる最高裁判決(24年7月3日)の内容に照らして、労働組法27条2項の期間制限についても、不当労働行為についての責任を免れさせることが著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合には、不当労働行為が撤回されるまで、あるいは、その効果が消滅するまでの間、継続しているものとみなすべき、と主張した。

これに対して、東京地裁は、「最後の除斥期間の主張を認めなかった高裁判決は、法令が国民に憲法上保障されている権利を侵害していることを前提に、損害賠償請求権について」とした。

JRは労働組法7条の「使用者」に該当するか

【第二の争点】は、組合がJR東日本に対し団体交渉の開催を求めたことについて、JR東日本が労働組法7条の「使用者」に当たるかどうか。

東京地裁判決は、労働委員会の救済命令が出ない限り「使用者」とは認められないとした。判決の要旨は以下の通り。

▼国鉄改革法23条によれば、国鉄職員がJR等の承継法人に採用される手続は、設立委が国鉄の作成した採用候補者名簿に記載された者の中から職員として採用すべき者を決定し、通知することによって採用されるとされている。

▼国鉄との労働契約関係が、当然にJRに承継されるものではない。また、原告らとJRが労働契約を締結したり、JRにおける労働に従事した事実もない。

▼JRに対して原告らを採用されたものとして扱おうという救済命令が出されたなら、JRが採用義務を負うことになり、JRと原告らとの関係において労働組法7条の「使用者」となり得る。

▼しかし、仮に、JR職員の採用手続において、設立委員らの指示による本件不採用基準の策定、採用候補者名簿の書き換え、不採用基準の決定を経て不採用に至る一連の行為が、強行法規に違反する不当労働行為として無効であり、その責任をJRが負うとしても、労働

私法上の効果として、JRが労働組法7条の「使用者」の地位に立つということとはできない。(※)「不法行為に基づく損害賠償等の点は別」とはされている。

委員会の命令が出ない状態ではJRが採用義務を負うとはいえない。▼その他にJRが原告らと労働契約を発生させる意思表示があったとは認められない。労働契約が結ばれたと考えることは困難である。

▼本件不採用に至る一連の行為が不当労働行為として無効となるとしても、救済命令の手続を経ず、中労委が調査・審問を行わない適正手続違反

【第三の争点】は、中央労働委員会また、千葉県労委の審理について会の命令について適正手続違反が認められるか。

中労委が調査・審問を行わなかったことについて、東京地裁判決は以下のように書いている。

「申し立ては不採用の日から1年がたった後に行われているので、不当労働行為の有無などに関わらず、申し立ては明らかに不適法である」とし、申し立ては却下となるので団交

申し立ても却下となると論じ、審問期日を開催しなくても、不適法であると判断。調査・審問を行わず、その他の手続を行わなかったとしても、命令の結論を左右するものではなく、適正手続違反とはいえない。

千葉県労委における不当な審理については、「中労委は千葉県労委と独立して、あらためて千葉県労委における記録から決定の適切性を検討し、命令を出した」とし、仮に

国鉄1047名解雇撤回をかちとるまで闘い抜こう!

中労委命令が引き継ぐとは言えないと論じた。

東京地裁判決は全体の結論として、「労働委員会が出した命令について、判断の内容や決定に至る手続に違法はない」として、命令取り消しを求める請求には理由がないので棄却命令が取り消されない以上、義務付けの訴えは不適法であり、却下の判決を出した。